

よくある質問（FAQ）

Q1 電子納付の利用者登録は、どこの裁判所でできますか？

A1 全国の裁判所の本庁，支部及び簡裁（ただし支部及び簡裁は出納官吏又は出納員が設置されている庁に限る。）において、「電子納付利用者登録申請書」を提出して利用者登録を行うことができます。

なお，福井地裁管内においては，全ての裁判所で手軽に利用者登録の申請ができます。

Q2 登録コード発行までの時間はどれくらいかかりますか？

A2 福井地裁管内では，窓口が混雑していなければ20分程度で登録が完了します。その場でお待ちいただくず，郵送やFAXでお送りすることも可能です。

また，メールでの連絡を希望される場合は，担当者にお問い合わせください。

Q3 登録コードの有効期限はありますか？

A3 有効期限はありません。ただし，2年間ご利用のない場合には，登録コードは抹消されてしまいますので，ご注意ください。

Q4 登録コードは，全国の裁判所共通ですか？

A4 全国の裁判所共通です。福井地裁以外の裁判所に電子納付する際にもご利用いただけます。

Q5 登録内容を変更することはできますか？

A5 住所・氏名，電話番号を変更する場合は，「電子納付利用者変更申請書」をご提出ください。また，還付金口座を変更する場合には，利用者登録の抹消及び新たな利用者登録の申請が必要となります。

Q6 電子納付できる金融機関は？

A6 メガバンク，ゆうちょ銀行，福井管内であれば福井銀行，福邦銀行，福井信用金庫等ほとんどの金融機関において，ペイジー対応のインターネットバンキング

やATMを利用しての納付が可能です。

利用可能な金融機関については、ペイジーHP [\(http://www.pay-easy.jp/\)](http://www.pay-easy.jp/) をご確認ください。

Q7 電子納付をする際に手数料はかかりますか？

A7 原則、手数料はかかりません。

ただし、金融機関によってはATMの時間外手数料等がかかる場合があります。詳しくは金融機関にお問い合わせください。

Q8 電子納付はすべての保管金に利用できますか？

A8 現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金は、電子納付の対象外となるのでご利用いただけません。電子納付することができる保管金の詳細は、各担当部署にお問い合わせください。

Q9 ペイジー対応のインターネットバンキングやATMを利用したことはありませんが、簡単に利用できますか？

A9 ペイジー対応のインターネットバンキングについては、お取引されている金融機関での契約が必要になりますが、スマートフォンやパソコンから、24時間365日、いつでもご利用いただけます。同対応のATMについても、利用可能な時間内であればいつでもご利用いただけます。

いずれのサービスにおいても、裁判所からお渡しした保管金提出書記載の「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力するだけで簡単に保管金を納付いただけます。

Q10 電子納付を利用した場合、保管金の受入日はいつになりますか？

A10 即時に保管金を管理する日本銀行の口座に入金されるため、電子納付を利用していただいた当日が受入日となります。

ただし、この口座に午後5時以降や非開庁日に電子納付を行うと、裁判所が当日の入金を確認できない場合があります。

このため、保釈保証金など、緊急性を要する保管金を納付する場合には、ご注意ください。

Q11 保管金に残額が生じた場合、どのような方法で返還されますか？

A11 利用者登録の申請時に指定された口座に振り込んで返還します。

なお、申請時の還付先情報に変更がある場合にはあらためて「電子納付利用者登録申請書」を提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

Q12 還付先として指定する口座に制限はありますか？

A12 保管金を提出するご本人名義の口座を指定していただく必要があります。家族名義の口座を指定することはできません。

Q13 保管金が還付される場合には、何らかの連絡がありますか？その際には対象となる事件を特定できますか？

A13 振込手続きを行う際に、事件番号や還付金額等を記載した「保管金振込通知書」を郵送します。そちらで対象事件をご確認いただけます。

Q14 保管金が還付される場合の通帳上の記載はどのようになりますか？

どの予納分が返還されたのか分かる記載になっていますか？

A14 通帳には、振込元の裁判所名が記載されます。複数件の保管金が同一日に還付される場合には、合算して記載されることとなりますので、「保管金振込通知書」により、事件ごとの内訳をご確認ください。